

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
出場チームの宿泊あっせん業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

鳥取県手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの宿泊あっせん業務

(2) 事業の目的

全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的として、全国初の手話言語条例を制定した“手話の聖地”鳥取県において「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」（以下「大会」という。）を開催する。

令和 5 年 9 月 24 日（日）に開催する本大会の出場チームを 7 月 28 日（金）に決定する予定であるが、その時点で宿泊先を確保しようとしても宿泊予約ができない可能性がある。このため、出場チームが確実に宿泊先を確保できるよう主催者側として配慮するため、出場チームの宿泊のあっせん業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。なお、宿泊のあっせんを受けるかどうかは、出場チームの判断（任意）によることを申し添えておく。

(3) 業務の内容

別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務の期間

協定締結の日から令和 5 年 10 月 27 日（金）まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

(2) 平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている者であること。

(3) 第 1 種又は第 2 種旅行業に登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案等の順位を決定するため、審査会を設置する。
- (2) 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査員は3名で構成する。
- (4) 審査は書類審査とする。

4 評価方法

- (1) 各審査員が下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(50点満点)をその提案者の得点とする。ただし、審査員3名の合計得点が90点(最高得点150点の6割)以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たない提案者は選定の対象としない。
- (2) 審査員3名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。
- (3) 審査員3名の合計得点と同点の場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合は、最低基準点を満たせば、当該提案者を最優秀提案者に選定する。最低基準点を満たない場合又は提案者がいない場合は、再度プロポーザルを実施する。

評価項目	評価の視点	配点
目的の理解	全体を通じて事業目的を正しく理解し、企画に反映させているか。	5点(×2)
提案内容	あっせん予定の宿泊先は仕様書条件に従っているか。	5点(×3)
	出場チームの利便性、快適性及び鳥取県滞在の満足度向上を考慮した工夫があるか。	5点(×2)
業務遂行能力	過去の実績から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点(×3)
合 計		50点

※評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

5 手続等

問合せ先は次のとおりとする。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局(鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内)

電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール s-koushien@pref.tottori.lg.jp

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号） 1部

(2) 提出期間及び時間

令和5年2月20日（月）から令和5年3月10日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和5年3月10日（金）午後5時15分までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（信書と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

5に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和5年3月15日（水）午後5時15分までに電子メール（送信先：s-koushien@pref.tottori.lg.jp）により質問すること。（様式自由）

なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/koushien>）に順次掲載することにより、全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 作成内容

仕様書をもとに、企画のコンセプト、具体的な宿泊施設候補及び料金体系、配宿の実施体制及び実施スケジュールを盛り込んだ企画提案書を作成すること。

(2) 作成様式及びページ数

用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出期限

令和5年3月20日（月）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法

事務局に送付又は持参すること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

9 協定の締結

(1) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、4により最優秀提案者として選定された者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 協定の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契

約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

また、実行委員会は、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

3月10日（金）	参加申込書提出期限
3月15日（水）	質問受付期限
3月20日（月）	企画提案書提出期限
3月下旬	審査会の実施
4月中旬～4月下旬	審査会の審査結果通知、協定締結等の協議、協定締結

11 その他

（1）企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

（2）参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。

（3）企画提案書の取扱い

ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 企画提案書は返却しない。

（4）開催方法の変更等

自然災害等により本大会の現地開催が困難な場合は、中止又は開催方法を変更することがあり、この場合、本要領に基づくあつせん業務を行えない可能性がある。

(様式第1号)

【送付先】

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局 行き

(提出期限：3月10日(金)午後5時15分まで)

企画提案参加申込書

鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園出場チームの宿泊あっせん業務に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づき、プロポーザルへの参加を申し込みます。

なお、実施要領の2の各号に記載されている参加資格要件の全てを満たしていることを誓約します。

記

会 社 名 :

代 表 者 名 :

住 所 :

担 当 者 名 :

電 話 :

ファクシミリ :

E-mail :

(様式第2号)

事業者概要及び事業実績

1 会社の概要

名称	代表者職・氏名	本社所在地（電話・ファクシミリ）
	設立年	
資本金	年	
万円	全従業員	名
	会社概要 特記事項	

※ 会社概要の分かるパンフレット等があれば、添付してください。

2 事業実績

平成29年度から令和4年度までに遂行した宿泊あっせん業務について、規模の大きい順に3つ記入してください。

実施時期	実施概要
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

※個々の事業及び配宿業務の内容が確認できる成果物等があれば、写し等を添付してください。

3 担当者

所属・役職		連絡先	電話
氏名			ファクシミリ